

## IV 生徒指導関係

### 1 生徒心得

#### (1) 身だしなみ規程

- ① 服装は常に生徒としての品位を保ち、質素清潔を旨とする。
- ② 男女とも制服は学校指定のものとする。
- ③ 上履きは学校指定のものとする。
- ④ 実習・体育の授業の服装・シューズについては、学校指定のものを使用する。
- ⑤ 服装・頭髪等の詳細は「服装・頭髪に関する規程」ならびに「富実生身だしなみ基準」を参照する。

#### (2) あいさつ

- ① 学校内外を問わず、人と会ったときは進んで「あいさつ」する習慣を身に付ける。

#### (3) 校内生活

- ① 生徒は始業 10 分前までには、登校するように心がける。
- ② 登校後、放課後まで許可なく校外に出ない。やむを得ない理由があるときは、HR 担任の了解を得て教頭の許可をもらう。
- ③ 校内でのスマートフォン等の使用は原則禁止する。但し、理由があつてスマートフォン等を校内に持ち込む場合は「スマートフォン等持込届」を提出し、許可を得る。
- ④ 授業に必要なものや高額な金銭は持ってこない。
- ⑤ 窓ガラス・器物を破損した場合は、直ちに職員に申し出る。
- ⑥ 校舎・学校の用具類は許可を得て使用し、責任を持って返却する。
- ⑦ 拾得物または紛失物は、速やかに届け出る。
- ⑧ 集会を催したり、文書を発行したり掲示したりする場合は、許可を受ける。
- ⑨ 部室は、朝・放課後以外は利用しない。
- ⑩ 校内美化に努める。
- ⑪ 許可なく物品の売買やカンパ活動などをしてはならない。
- ⑫ HR 役員・委員は責任を持って各自の責務を果たす。

#### (4) 欠席・遅刻・早退

- ① 遅刻したときは、職員室で遅刻届を提出したうえで授業実施教室へ行く。
- ② 早退や欠課の場合は、HR 担任または他の先生の許可を得る。
- ③ 欠席・遅刻・早退の場合は保護者から電話連絡を入れる。

#### (5) 通 学

- ① 登校時間には余裕をもって、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう注意する。
- ② 自転車・原動機付自転車の規則は別に定める。
- ③ 下校時間 4 月～10 月 [18:30]、11 月～3 月 [18:00] (ただし、担任や部顧問等の指導がある場合は例外)
- ④ 部活動終了後 30 分以内に下校する。

#### (6) 校外生活

- ① 夜 10 時以降の外出は、群馬県条例により補導の対象となるので、外出しない。
- ② 喫煙・飲酒はしない。
- ③ 風紀上好ましくない場所には出入りしない。
- ④ 外泊は好ましくない。やむを得ず外泊する場合は、必ず保護者の許可を得る。
- ⑤ 外出時は生徒手帳を携行する。
- ⑥ アルバイトを行う場合には、「アルバイト規程」を遵守する。

#### (7) 試 験

- ① 試験に必要なもの以外は全てまとめて教室の後ろへ置く。
- ② 机の中には一切物を入れておかない。
- ③ 不正行為はしない。
- ④ 試験中はいかなる理由でも物の貸し借りをしない。
- ⑤ 試験一週間前および試験期間中は職員室・印刷室に許可なく立ち入らない。

## 2 服装・頭髪等に係る規程

- (1) 学校に登校する場合および、校長が指示した行事・集会等に参加する場合には、本校指定の制服を着用し、以下の細則に従うものとする。
- (2) I型制服
  - ① 正装
    - ア 指定のワイシャツ、学生服、スラックスを着用する。
  - ② 略装（5～10月）
    - ア 指定のワイシャツを着用し、第二ボタン以降は留める。
    - イ ワイシャツの代わりに、指定の半袖ワイシャツ、もしくは、指定のポロシャツを着用してもよい。
  - ③ 正装・略装 共通項目
    - ア セーターおよびベストを着用する場合は、指定のものとする。
    - イ ズボンは腰骨から落ちないものとし、裾を踏まない長さとする。
    - ウ ベルトは黒色とし、制服に相応しいものとする。
    - エ 靴下は、白・黒・紺・灰色の無地で、制服に相応しいものとする。
- (3) II型制服
  - ① 正装
    - ア 指定のワイシャツ、リボン、ブレザー、スカートもしくはスラックスを着用する。尚、ワイシャツは第一ボタンまで留める。
  - ② 略装（5～10月）
    - ア 指定のワイシャツを着用し、第二ボタン以降は留める。
    - イ ワイシャツの代わりに、指定の半袖ワイシャツ、もしくは、指定のポロシャツを着用してもよい。
  - ③ 正装・略装 共通項目
    - ア セーターおよびベストを着用する場合は、指定のものとする。
    - イ スカートの丈は膝上（基本デザイン）とし、不正な加工やウエスト部分を折り曲げる等して、スカートの丈を短くすることは禁止する。
    - ウ 靴下は指定のものとする。
- (4) 服装に関するその他の規定
  - ① 厳寒時の登下校には、オーバーコート類の防寒着を着用してもよい。但し、指定の上着を必ず着用し、色は華美でないものとする。パーカー類は防寒着とは認めない。
  - ② スカートの下にジャージ等を着用することは認めない。
  - ③ 履物は、黒・茶系色の革靴、または運動靴とする。
  - ④ 特別な理由があって制服を着用できない場合は「異装届」を提出し許可を得る。
  - ⑤ 制服を再購入・修繕する場合は制服購入・修繕許可届を提出し許可を得る。
- (5) 頭髪規定
  - ① 頭髪は流行を追うことなく、学習するに相応しいものとする。
  - ② 熱や薬品等によるパーマ・染色・脱色・特異な髪型等を禁止する。
  - ③ 目および耳に掛かることなく、襟足は学生服の襟に掛からない長さとする。
  - ④ 前髪は目に掛からないようにする。髪を束ねる場合は、黒・紺・茶の単色のゴムを使用する。
  - ⑤ 頭髪に装飾品（エクステンションを含む）を付け加えることを禁止する。
- (6) その他に関する規定
  - ① 化粧・マニキュア・アクセサリー類を身につけることを禁止する。
  - ② 詳細は「富実生身だしなみ基準」を参照する。

本規程は、令和5年4月1日より施行する。

# 富岡実業高等学校 生徒身だしなみ基準

## 基準表

項目		仕 様	備 考	
I 型	服 装	詰襟学生服	紺色	自分の体型に合った制服を着用する。 不正な改造は禁止する。
		スラックス	紺色	
		靴 下	白色・紺色・黒色・灰色の無地で踝(くるぶし)が隠れるもの	ワンポイントは可・ゴム部分のラインは可とする。
		ベルト	黒色で学生服に相应したもの	フォーマルなベルトを使用する。
	頭髪	前髪は、目に掛からない長さとする。横は、耳に掛からない長さとする。 襟足は制服にかからない長さとする。 パーマ・着色・脱色などの加工、特異な髪型は禁止する。整髪料等で固めない。		
II 型	服 装	ブレザー	紺色	自分の体型に合った制服を着用する。 不正な改造は禁止する。 スカートは膝上部(お皿)に接する長さを基準とする。
		スカート	紺色にチェック柄	
		スラックス	紺色	年間をとおして着用可とする。
		リボン	紺色・ストライプ	着用する場合は、第1ボタンを留める。
		靴 下	白色・紺色・黒色・灰色の無地で踝(くるぶし)が隠れるもの	式典等は、学校指定(紺色ソックス)を着用する。 ワンポイントは可・ゴム部分のラインは可とする。
		ストッキング	肌色のみ可	靴下を着用する。
	タイツ	黒色の無地のみ可	冬期の防寒用として着用を可とする。 *靴下は着用しなくてもよい。	
頭髪	前髪は、目に掛からないようにする。目にかかってしまう場合は、ヘアピン等で留める。 髪を束ねる場合は、黒・紺・茶の単色のゴムを使用する。 パーマ・着色・脱色などの加工、特異な髪型は禁止する。整髪料で固めない。 装飾品(エクステンションを含む)を禁止する。			
共 通	服 装	ワイシャツ	白色・衿はレギュラー型・左胸にマーク入り	* 本校指定の物のみ着用を可とする。 * 他の物は着用しない。
		ポロシャツ	白色・左胸にマーク入り※制服として着用可	
		セーター	紺色・左胸にマーク入り※制服として着用可	
		ベスト	紺色・左胸にマーク入り※制服として着用可	
	コート類	学校の指定はなし。但し、学生服・ブレザーの上に着用することを原則とし、華美な物やパーカー・トレーナー・ジャージ類は不可とする。制服の上にウィンドブレーカー上下を着用することも可とする。		
そ の 他	化粧類 アクセサリ	全て禁止とする。(アイプチ含む) 香水・オーデコロンは使わない。眉毛は剃ったり細くしたりしない。マニキュアなど装飾はしない。 指輪・カラーコンタクト・ピアス・ネックレス・ブレスレット・数珠・髪飾り等を着用しない。		
	通学用靴	黒色か茶色の革靴、または運動靴とする。		
	通学用鞆	華美な色・柄でなく、教科書等教材を毎日持ち帰りできる大きさとする。		